

口座払込みに関する簡易生命保険約款

(趣旨)

第1条 この約款は、保険料の口座払込みに関する事項について定めます。

2 保険料の口座払込みは、保険契約者から、保険料を簡易生命保険取扱機関の指定した金融機関等（以下「提携金融機関」といいます。）に設置されている保険契約者の指定する口座から口座振替により払い込む旨の申出があり、これを簡易生命保険取扱機関が認めた場合に取り扱います。

(保険料の払込み)

第2条 口座払込みにより保険料を払い込むときは、その保険料に対し、独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構（以下「機構」といいます。）の定めるところにより、保険料の割引をします。

2 保険契約者は、簡易生命保険取扱機関の定めるところにより、1年分以内に限り、定期的に保険料を前納することができます。

3 前項のほか、保険契約者は、簡易生命保険取扱機関の定めるところにより、一時に残存保険料払込期間分の保険料を前納することができます。

4 前2項の場合には、一時に払込みをする保険料に対し、機構の定めるところにより、保険料の割引をします。

5 第2項及び第3項の規定による保険料の前納払込みについては、機構が官報に公示する保険料の払込みの時期の別ごとに、前項の規定による保険料の割引をするものとします。

6 第1項から第3項までの払込みは、簡易生命保険取扱機関の定めるところにより保険契約者が指定した日又は簡易生命保険取扱機関が定めた日のいずれかの日（以下この項において「指定日」といいます。）及びその日から起算した1か月ごとの応当日（その月にその応当日がない場合にあつてはその月の末日の翌日とし、指定日又はその応当日が当該払込みに係る提携金融機関（以下「取扱金融機関」といいます。）の非営業日に当たる場合にあつては翌営業日。以下「払込日」といいます。）に当月分保険料（将来の保険料を前納しようとするものにあつては、当月分保険料及びその前納しようとする保険料。以下同じとします。）を払い込むものとし、払込日に保険料の払込みがあつたものとします。

(1の口座から2件以上の保険契約の保険料を払い込む場合の取扱い)

第3条 保険契約者は、1の口座から払込日を同じくする2件以上の簡易生命保険契約について保険料の払込みをしようとするときは、一時に、その2件以上の簡易生命保険契約の保険料の全部について払い込むことを要します。

(払込日に当月分保険料の払込みがない場合の取扱い)

第4条 払込日において、当月分保険料の払込みがないときは、保険契約者は、翌月以後到来する払込日に当該当月分保険料を払い込んでください。

(端数整理)

第5条 第2条第1項及び第4項の場合において、保険料額から割引額を差し引いた残額に1円に満たない額の端数があるときは、その端数は切り捨てます。

(払込日の変更等)

第6条 簡易生命保険取扱機関又は取扱金融機関の事情により、簡易生命保険取扱機関が払込日を変更したときは、簡易生命保険取扱機関は、その旨を保険契約者に通知します。

2 保険契約者が指定した口座を変更しようとするときは、その旨を簡易生命保険取扱機関及び取扱金融機関に通知してください。

3 取扱金融機関が保険料の口座振替を停止したときは、簡易生命保険取扱機関は、その旨を保険契約者に通知します。この場合において、保険契約者が保険料の払込方法をなお口座払込みとするときは、保険契約者は、取扱金融機関以外の提携金融機関の口座を指定してください。

附 則

(施行期日)

第1条 この約款は、平成15年4月1日（以下「施行日」といいます。）から施行します。

(経過措置)

第2条 平成16年2月12日郵保企第3231号のこの約款の改正規定は、平成16年4月1日から施行し、当該改正規定による改正後の規定は、施行日以後平成16年3月31日以前に効力が発生した保険契約についても適用します。

第3条 平成19年6月15日郵保企第3130号のこの約款の改正規定は、平成19年10月1日から施行し、当該

改正規定による改正後の規定は、施行日以後平成 19 年 9 月 30 日以前に効力が発生した保険契約について適用します。

第 4 条 平成 27 年 6 月 30 日機構第 635 号のこの約款の改正規定は、平成 27 年 10 月 2 日から施行し、当該改正規定による改正後の規定は、施行日以後平成 19 年 9 月 30 日以前に効力が発生した保険契約について適用します。

第 5 条 平成 30 年 12 月 19 日機構第 1601 号のこの約款の改正規定は、平成 31 年 4 月 1 日から施行し、当該改正規定による改正後の規定は、施行日以後平成 19 年 9 月 30 日以前に効力が発生した保険契約について適用します。